

単価契約書（案）

茨城県立中央病院長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、生活用品一式を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 品名及び価格 別紙のとおり
- 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 納入期間 同上
- 納入場所 茨城県立中央病院内
- 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金については、全部又は一部を免除する。

（納入方法）

第2条 乙は、第1条第3号の契約期間中甲の発注あるごとに、そのつど指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を通知するものとする。

（検査）

第3条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の立会いのもとに検査を行う。

- 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（危険負担）

第4条 物品受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（代金支払い）

第5条 乙は、毎月の納入分を取りまとめたうえ、甲に請求するものとし、甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（端数処理）

第6条 代金請求において、納品した数量に契約単価を乗じた金額が1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。また、消費税に1円未満の端数が生じた場合もこれを切り捨てるものとする。

（履行遅滞）

第7条 乙の責により甲の指定する期日までに納入しない場合は、その翌日から起算して売買代金（遅滞物品の数量に第1条第1号の単価を乗じた額）に、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその金額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

- 乙は、契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた瑕疵等が発見された場合は、乙は無償でこれを取替え又は補修するものとし、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。
- 前2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第8条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力不法行為を行う恐れがある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、この旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（事情変更）

第9条 この契約締結後において、市場価格等に変動があった場合は、甲乙協議のうえ、単価契約の変更を行うことができるものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に違反したと認められるときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第11条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

- 前条の解除により乙に生じた損害については、その責めを負わない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承

認を受けた場合にあっては、この限りではない。

(協議)

第13条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院
病 院 長 島 居 徹 印

乙 印